伊豆の国市環境配慮型リフォーム助成事業取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、伊豆の国市商工会（以下「商工会」という｡)が物価高騰により影響を受けている建築住宅関連産業を中心とする市内産業の活性化及び環境負荷を軽減する建築資材を利用したリフォームの促進を図ることを目的として、予算の範囲内において実施する伊豆の国市環境配慮型リフォーム助成事業（以下「助成事業」という｡)について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅　自己の居住の用に供する部分（以下「居住部分」という｡)を有する建物をいう。この場合において、居住部分と居住の用に供しない部分がある住宅（以下「併用住宅」という。）にあっては、居住部分のみをいう。

⑵　事業所等　事業の用に供する部分（以下「事業部分」という｡)を有する建物をいう。この場合において、事業部分と事業の用に供しない部分がある事業所等にあっては、事業部分のみをいう。

⑶　市民　伊豆の国市に住民登録を有する者又は伊豆の国市に永住する目的で住民登録を予定する者をいう。

⑷　事業主　伊豆の国市内で事業を営んでいる者又は伊豆の国市に移転若しくは開業する目的で事業を営む予定の者をいう。

⑸　市税等　市民税、固定資産税、国民健康保険税等の市税をいう。

⑹　市内業者　市内業者は、次のアからウまでのいずれにも該当するものをいう。

　　ア　当該年度の４月１日時点において、伊豆の国市内に本社、本店、支店若しくは営業所が登記されている建設関連法人又は伊豆の国市内に住民登録を有する個人であって、建設関連事業を営んでいる者であること。

　　イ　当該助成事業の施工業者として、商工会に登録している者であること。

ウ　市税等を滞納していない者であること。

⑺　商品券　当該助成事業の助成金として交付する商品券をいう。

⑻　審査会　当該助成事業の円滑な事務処理及び申請内容の審査を行うため、商工会内に設置し、一定の期日に開催する審査会をいう。

⑼　助成対象工事金額　請負金額から次の経費を差し引いた額

ア　国、県等の助成制度等による助成金額を差し引いた額

イ　市内業者が本則課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税額を除いた額

（助成対象者）

第３条　助成事業の対象者は、住宅又は事業所等のリフォームを市内業者に発注する市民又は事業主であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　市税等を滞納していないこと。

⑵　過去に当該助成金を受けたことがないこと。

⑶　申請時点において、リフォームに着手していないこと。

⑷　申請時点において、当該年度に開催される審査会に係る最終受付日までに完了報告書の提出ができる見込みがあること。

⑸　過去に当該助成事業による助成金を交付された同一世帯の者がいないこと。

（助成対象）

第４条　助成事業の対象となるリフォームは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　以下に掲げるリフォームであること。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象 | 交付要件 |
| 屋根又は外壁の塗装工事（当該塗装工事と同時に行う当該屋根又は外壁の附帯工事、補修工事及び足場設置を含む｡) | 省エネルギー性能又は10年以上の高耐久性を有する塗料を使用すること。 |
| 屋根、床、壁及び天井の断熱改修工事（当該工事に伴う復旧に要する工事及び足場設置を含む｡) | 断熱材を使用すること。 |
| 省エネルギー性能を有する水回り機器への交換工事 | 節湯・節水水栓、高断熱浴槽、節水型トイレ等の省エネ製品を使用すること（施工を伴うものに限る｡) |
| 省エネルギー性能を有する給湯機器への交換工事 | エコキュート、エコジョーズ、エコワン等の高効率給湯機を使用すること。 |
| 窓の断熱改修 | 二重サッシ、複層ガラス等を使用すること。 |
| 扉の断熱改修 | 断熱扉を使用すること。 |
| LED照明機器への改修工事 | LED照明（施工を伴うものに限る｡)を使用すること。 |
| その他、省エネルギー性能等の条件を満たすことが明らかであって、商工会長が必要と認める工事 | |

⑵　市内業者を元請として、一括発注されたリフォームであること。

⑶　助成対象工事金額が20万円以上のリフォームであること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。

⑴　市が実施している新エネルギー機器等導入事業費補助金の対象機器の導入

⑵　公共工事の施工に伴う補償工事

⑶　自家建築における人件費

⑷　造園、門扉、堀又は外構の工事

⑸　家電機器単品（エアコン**、**テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）の取替作業

⑹　別棟の倉庫･車庫等の工事

⑺　解体のみの工事

⑻　駐車場等の舗装工事

⑼　浄化槽の設置又は下水道への接続工事

⑽　審査会において、当該助成事業の対象外と判断した経費

（助成金額等）

第５条　助成金の額は、次の各号のいずれかの計算方法により算出された額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

⑴　住宅又は商工会会員である事業所のリフォームに対する助成金額は、助成対象工事金額の20％とし、30万円を上限とする。

⑵　商工会非会員である事業所のリフォームに対する助成金額は、助成対象工事金額の20％とし、15万円を上限とする。

２　前項各号の助成金は、合算することができる。ただし、30万円を上限とする。

３　助成金は、次の各号の区分に応じ、当該各号で定める方法により交付するものとする。この場合において、申請者が住宅と事業所等のリフォームを同時に申請した場合にあっては、当該リフォームそれぞれの対象工事金額を按分した比率により助成金を交付するものとし、算出した助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数分は住宅の助成金で交付するものとする。

⑴　住宅　商品券

⑵　事業所等　現金

４　当該助成金は、助成対象工事の支払代金に充てることはできないものとする。

（商品券等）

第６条　前項第１号の商品券は、次の各号に掲げるものをいう。

　⑴　商品券１枚の額面金額は、1,000円とする。

⑵　商品券の有効期限は、発行日より６か月とする。

⑶　商品券の種類は、専用券（個人事業所または市内に店舗の法人登記があり、資本金5,000万円以下又は従業員50人以下の中小企業の取扱店で使用できる商品券）及び共通券（すべての取扱店で使用できる商品券）とする。

２　前条第３項の商品券の交付は、助成額の半額を専用券で交付するものとする。ただし、助成額の半額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数分は専用券で交付する。

（交付申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という｡)は、助成対象リフォームの着手前に、様式第１号の伊豆の国市環境配慮型リフォーム助成事業申請書に次に掲げる書類を添付し、商工会長へ提出しなければならない。

⑴　工事明細や内訳の確認できる工事見積書又は請負契約書等（併用住宅の場合にあっては、対象部分に係る工事金額が明記されたもの｡)

⑵　施工前の写真（様式第９号）

⑶　完納証明書

⑷　固定資産評価証明書又は当該申請しようとする建物に係る登記事項証明書の写し（申請しようとする対象が、住宅又は事業所等であって、自己で所有する場合に限る。）

⑸　委任状（様式第10号）（申請者が元請業者等に提出を委任した場合に限る｡)

⑹　その他商工会長が必要と認めるもの

２　前項の書類のほか、事業所等が賃貸の場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　賃貸借契約書の写し

⑵　工事をすることに対する物件所有者の同意書（様式第１－２号）

⑶　物件所有者の印鑑証明書

３　市内業者は、助成対象工事を請け負った場合は、次の各号の区分に応じ、当該各号で定める書類を商工会長に提出しなければならない。

⑴　市内業者が法人の場合　履歴事項全部証明書及び完納証明書

⑵　市内業者が個人の場合　住民票及び完納証明書

（交付の決定等）

第８条　商工会長は、前条の申請があった場合は、速やかに審査会に諮るものとする。

２　審査会は、申請内容が第４条の要件を満たしているか審査をし、その結果を商工会長に通知するものとする。

３　商工会長は、前項の通知を受けた場合は、速やかに交付決定の可否及び助成金額を決定し、様式第２号の伊豆の国市環境配慮型リフォーム助成事業交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（変更等）

第９条　前条の交付決定を受けた申請者（以下「受給者」という｡)は、次に掲げる事項が生じた場合は、速やかに様式第３号の伊豆の国市環境配慮型フォーム助成事業変更申請書を商工会長に提出しなければならない。

⑴　第７条に掲げる書類の記載事項に変更が生じた場合

⑵　助成対象工事が予定工事期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合

⑶　助成金対象工事を中止する場合又は廃止しようとする場合

⑷　助成金対象工事金額が20万円未満となった場合

⑸　完了報告書の提出が年度内にできない場合

⑹　その他、商工会長が必要と認めた場合

（完了報告）

第10条　受給者は、助成対象工事の完了後、速やかに様式第４号の伊豆の環境配慮型リフォーム助成事業完了報告書を商工会長に提出しなければならない。

２　前項の報告書に次に掲げる書類を添付するものとする。

⑴　施工前、施工中及び施工後の写真（様式第９号）

⑵　施工業者が受給者に発行した工事領収書その他総額が確認できる書類。この場合において、受給者が銀行振込みにより工事代金を支払った場合は、取引金融機関の発行する振込金受取書等の証票をもって工事領収書に代えることができるものとする。

⑶　市外からの転入又は市内転居の場合は、新物件所在地での住民票

⑷　その他、商工会長が必要と認める書類

（交付の確定）

第11条　商工会長は、前条の報告を受けた場合は、速やかに交付の可否及び助成金額を確定し、様式第５号の伊豆の国市環境配慮型リフォーム助成事業確定通知書により、受給者に通知するものとする。

２　助成金額の確定は、第８条の交付決定した助成金額を上限とし、減額する場合は、第５条の規定により再算定した額に改める。

　（助成金の請求）

第12条　受給者は、前条による通知を受けた場合は、その通知を受けた日から１月以内に様式第６号の伊豆の国市環境配慮型リフォーム助成事業請求書により、助成金を請求しなければならない。

　（助成金の交付）

第13条　商工会長は、前条の請求があった場合は、次のいずれかの方法により速やかに助成金を交付するものとする。

⑴　住宅　商工会窓口で直接交付による方法

⑵　事業所等　金融機関への口座振り込みによる方法

（申請の取下げ）

第14条　申請者又は受給者は、助成対象工事の中止等、工事の完了が困難となった場合は、速やかに様式第３号の伊豆の国市環境配慮型リフォーム助成事業変更申請書を商工会長に提出しなければならない。

（交付の取消し及び返還）

第15条　商工会長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すものとする。

⑴　この規程に違反した場合

⑵　商品券を助成金申請工事の支払い代金に充てたことが判明した場合

⑶　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合

⑷　商品券の交付を受けてから１年以内に市民でなくなった場合

⑸　助成対象工事が第４条の要件を具備しないこととなった場合

２　前項の取り消しを行った場合は、既に交付した助成金の全部を返還させるものとする。この場合において、既に使用した商品券がある場合は、その使用した商品券の額面相当額を現金にて返還させるものとする。

（補則）

第16条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

この規程は、令和６年５月１日から施行する。